

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年6月25日)

[件名]

- 融資保証金詐欺の防犯寸劇について 1
(生活安全企画課)
- 鳥取県道路交通法施行細則の改正について 2
(交通企画課)

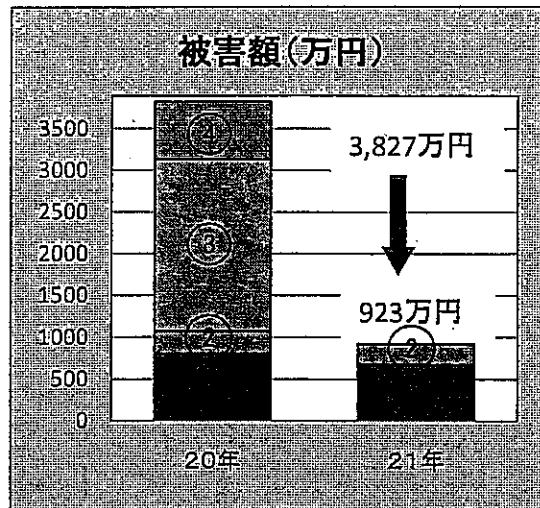
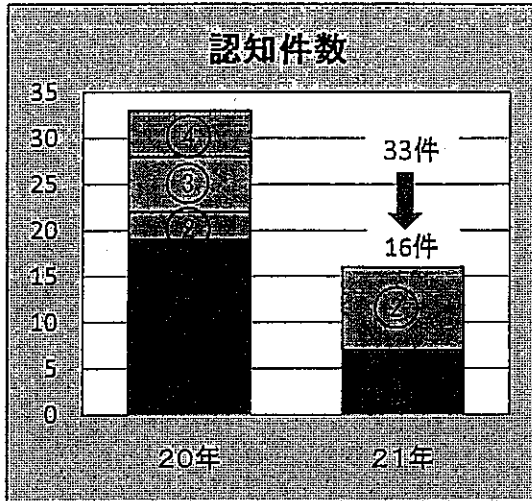
警 察 本 部

融資保証金詐欺の防犯寸劇について

～鳥取県警察パトロール劇団～

平成21年6月25日
警察本部
(生活安全企画課)

1 5月末現在の振り込み詐欺発生(認知)状況



注) ① 融資保証 ② 架空請求 ③ オレオレ ④ 還付金等

- 振り込み詐欺認知件数は16件(融資保証金詐欺7件、架空請求詐欺9件)
- 送金方法 ATM振込10件 エクスパック4件 その他2件

2 寸劇の目的

融資保証金詐欺の撲滅に向けて、寸劇形式で分かりやすく犯行手口を紹介し、被害に遭わないように注意喚起するもの

3 寸劇の内容

- 金融業者になりすました犯人が、融資を装うダイレクトメールを無差別に送付
- 多額の負債を抱える会社経営者が融資を相談したところ、融資保証金をエクスパックで送金するよう犯人からの指示
- 会社経営者が、エクスパックを投函する寸前に、妻及び「ポスト」に扮した演技者から注意され、被害を免れたもの。

4 寸劇の場面



(融資相談する被害者)



(妻から注意される被害者)

5 演技者

警察本部生活安全部 警察職員6人(警察官5人、少年警察補導員1人)

6 今後の予定

収録したDVDを関係機関等に配布予定

1 施行細則一部改正の背景

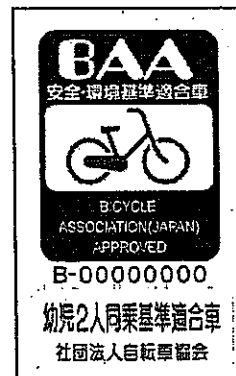
自転車の幼児2人同乗に対する社会的ニーズから、政府において委員会を設置し検討を行った結果、下記要件を満たす「幼児二人同乗用自転車」に限り、これを認めることが適当であるとの報告がなされ、当県細則の改正を行うもの

2 幼児二人同乗用自転車

部外有識者の「幼児二人同乗用自転車検討委員会」が取りまとめた基準をクリアした自転車で、BAAマーク、SGマークの安全基準による認証が進められている。

(要件)

- ・ 幼児2人を同乗させても十分な強度を有すること。
- ・ 幼児2人を同乗させても十分な制動性能を有すること。
- ・ 駐輪時の転倒防止のための操作性及び安定性が確保されていること。
- ・ 自転車のフレーム及び幼児用座席が取り付けられる部分(ハンドル、キャリア等)は十分な強度を有すること。
- ・ 走行中にハンドル操作に影響が出るような振動が発生しないこと。
- ・ 発進時、走行時、押し歩き時及び停止時の操縦性、操作性及び安定性が確保されていること。



3 改正の要点

(1) 「普通自転車」の乗車人員及び乗車方法の明確化

改正前の細則では、16歳以上の運転者が、

- ・ 6歳未満の者1人を乗車装置を備えるものに乗車させる場合を可能としていたものに、

- ・ 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負って乗車させる場合

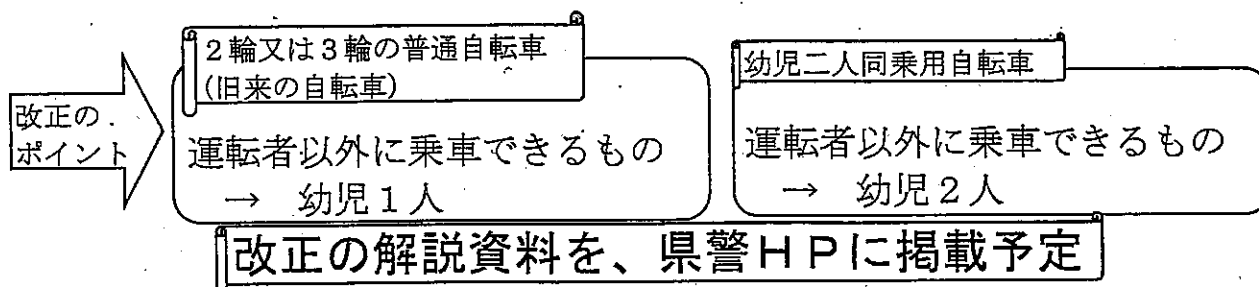
を追加した。しかし、乗車装置とひも等の併用を禁止し、普通自転車の運転者以外に乗車できるものを幼児1人と明確にした。

(2) 「幼児二人同乗用自転車」の乗車人員及び乗車方法の明確化

改正後の細則では、16歳以上の運転者が、

- ・ 幼児2人を幼児用座席に乗車させる場合

- ・ 幼児1人を幼児用座席に乗車させ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合と規定し、幼児2人を同乗可能とした。



自転車の乗車定員

～幼児二人同乗用と普通自転車の定員区分～

その自転車は、幼児二人同乗用自転車ですか？



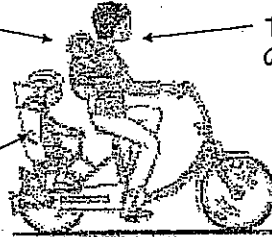
幼児二人同乗用自転車

運転者 1人
(16歳以上)
幼児 2人
(6歳未満等)

16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、幼児用座席に1人を乗車

「おんぶひも等」
4歳未満

16歳以上の「運転者」



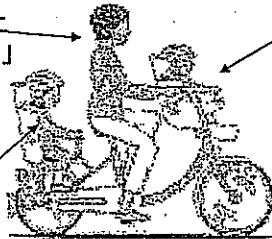
「幼児用座席」
6歳未満

16歳以上の運転者が、幼児用座席に幼児2人を乗車させることができる

16歳以上の「運転者」

「幼児用座席」
6歳未満

「幼児用座席」
6歳未満



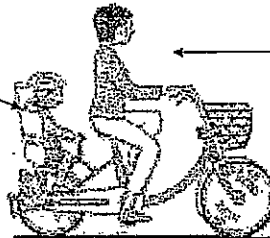
普通自転車

運転者 1人
(16歳以上)
幼児 1人
(6歳未満等)

16歳以上の運転者が幼児用座席を備える自転車に幼児1人まで、乗車させることができる

「幼児用座席」
6歳未満

16歳以上の「運転者」



16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負うことができる

「おんぶひも等」
4歳未満

16歳以上の「運転者」

